

ボリビア「尊厳のための年金」法 (Ley de la Renta Dignidad) ノート

——若干の解説と翻訳

山田 晋

一 ボリビアの貧困

ボリビアはラテンアメリカの最貧国の一つである。固定化された格差、資源の成果の不均等な分配、先住民への差別、政治的腐敗などの容易には解決できない問題をかかえ、呻吟してきた国家である。二〇〇六年一月に大統領に就任した「社会主義運動」(Movimiento Al Socialismo MAS) のエボ・モラレス (Evo Morales Ayma) 大統領は、このような「黄金の玉座に座る乞食」国家ボリビアの再生の努力を重ねてきた。様々な政策の中でも社会政策の展開には見るべきものが多く、とりわけ無拠出年金制度の拡充は注目に値する。本稿はこのようなボリ

ボリビア「尊厳のための年金」法 (Ley de la Renta Dignidad) ノート

ビアで展開されてきた無拠出年金について紹介するものである。

無拠出年金制度は、社会保障給付の受給に事前の拠出を要しないという意味では一種の社会手当的な要素を持つ。しかし財源を必ずしも税に求める必然性はなく、拠出年金の基金から獲得することも可能である。一方で同じように「無拠出」ではあるが、公的扶助のようなステイグマもない。歴史的には拠出年金制度が成熟する前の段階で採用されることが多いが、ラテンアメリカのケースでは、戦前から社会保障制度が存在しつつも、その人的適用範囲が拡大しなかったことから（例えば、二〇〇六年になっても、ラテンアメリカではなお社会的保護の適用下にあるのは、人口の二〇％以下と言われている⁽¹⁾）、社会保障の超克として、ブラジル、ボリビア、グアテマラなどでの活用が注目されている⁽²⁾。

例えば、国際労働機関 (ILO) は総会報告書の中で「適用拡大のためには、普遍的給付 (universal benefits) とミーンズテスト付給付 (means-tested benefits) は、人々にとって社会保障を供給する代替的手法 (alternative way) である」と指摘している⁽³⁾。

なおラテンアメリカ諸国においては、社会保障の欠点を克服し貧困層に生活保障を行う手段として、「条件つき生活保障給付制度」(the conditional cash transfer scheme CCT; "programa de transferencia monetaria condicionada"; "transferencias en efectivo condicionadas") が採用されることが多い⁽⁴⁾。この制度は、人的資源 (human capital) における投資（＝小中学校への通学、健康診断の定期的な受診など）をなすことを条件に、貧困家庭に金銭を給付する。貧困救済という短期的な社会扶助のための道具としてだけでなく、長期的な人的資源投資の道具としても成立させるのである。最も一般的なものは、保健、教育、栄養摂取という条件を給付に結合

させるものである。極貧家庭とその次世代とに恩恵をもたらすことを意図しているものである。メキシコ、ブラジル、ペルー、エクアドル、パナマ、グアテマラなどの諸国で採用されている。ボリビアでは、小学校への通学・出席を条件に奨学金の支給を行う「ボノ・ファンシト・ピント (Bono Juancito Pinto)」がこれにあたる。

注

- (1) ILO. *Report of the Director General Decent Work in the Americas: An Agenda for the Hemisphere, 2006*, 16th American Regional Meeting, Brasil, May 2006, ILO.
- (2) グアテマラの無拠出年金制度について、山田晋「グアテマラにおける高齢者の所得保障―無拠出年金をめぐる―」『週刊・社会保障』二五三七号(二〇〇九年)、四二頁以下参照。
- (3) International Labour Conference 89th Session 2001/ Report VI, *Social Security Issues, Challenges and Prospects*, p.9.
- (4) 「条件付き所得保障」制度については、山田晋「社会保障の役割の再検討―先進国・工業化諸国と発展途上国における社会保障の異同から」、大曾根寛・金川めぐみ・森田慎二郎編『社会保障法のプロブレマティク』法律文化社(二〇〇八年)、五八頁以下所収、同「ラテンアメリカの社会政策―社会保障法となり得るか?」、『明治学院大学社会学部附属研究所・研究所年報』三九号(二〇〇九年)、五五頁以下、参照。またメキシコの「条件付き所得保障」制度、オポチュニダデス・プログラムのに関して、山田晋「メキシコにおける貧困政策：“Oportunidades”について――新しい社会扶助?」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』一三三二号(二〇一〇年)、参照。

二 「尊厳のための年金」の前身—ボノソル

ラテンアメリカの他の諸国同様、ボリビアにおいても社会保険制度は戦前から存在した。しかし、その人的適用範囲は極めて狭く、基本的には正規労働者とその家族が保護されるに過ぎない（ボリビアの拠出年金に加入しているのは、労働人口の12%以下）。インフォーマルセクターや農民、小規模零細自営業者には社会保険は適用されない。またボリビアにはわが国のような一般的な貧困者の所得保障制度（公的扶助制度）は存在しない。

このような状況のもと、一九九六年にボリビアでは無拠出老齢年金制度が導入された。ボノソル (Bono Solidario : BONOSOL) と呼ばれるこの年金制度は、新自由主義的な国营企業民営化の成果を、国民に分配するという特徴をもつものであった。以下にボノソルの概要を見る。

一九九六年にボリビアでは年金法改革が実施され、それまでの確定給付制度から確定拠出への切り替えが行われた (Ley No. 1732, Ley de Pensiones)。この一環として無拠出年金が構想され、その目的は、フォーマルな年金制度の外にある人々に年金を給付する、民営化 (privatization: capitalización) の利益を分配する⁽¹⁾、貧困を削減する、という三点にあった。

ボノソルは、一九九六年にサンチェス大統領 (Gonzalo Sanchez de Lozard) (任期一九九三年～一九九七年) により「普遍的社会年金」として導入されたが、一九九八年一月にウゴ・バンセル大統領 (Hugo Banzer Suarez) (一九九七年～二〇〇一年) により停止された。ウゴ大統領はボノソルより給付額を縮小した「ボリビアード

(Boliviada)」という無拠出年金を導入することとした。しかし二〇〇一年の大統領選で政権に復帰したサンチェス大統領(二〇〇二年～二〇〇三年)は、二〇〇二年一月二八日にボノソルの導入法(Ley No.2427, 28 de Noviembre de 2002)に署名し、二〇〇三年一月よりボノソルが再導入された⁽²⁾。

ボノソルによって、六五歳以上のポリビア人は年間一八〇〇ポリビアノ(約二二五米ドル)を年一回、誕生日に受けることが出来る。一八〇〇ポリビアノは、国民的平均所得の二六%に相当するといわれる⁽³⁾。給付額は、選挙の公約によって決定され、保険数理や財政的シミュレーションで決定されたものではなかった。

受給対象者は、ポリビアに生まれ、一九九五年一月三一日に二一歳以上の者が受給対象である。二〇三九年に最後の受給者が出る。これらの高齢者が死亡した時点でプログラムは終了する。

運営 制度は年金基金管理会社(Administradoras de Fondos de Pensiones AFP)によって運営される。年金基金管理会社は、「年金管理会社・未来」(AFP Prevision)と「年金管理会社・ポリビアの将来」(AFP Futuro de Bolivia)の二社であり、受給者はその居住地域によってこの二社に振り分けられている。「未来」は、スペインのビルバオ・ビスカヤ銀行(Banco Bilbao Vizcaya Argentaria BBVA)の傘下であり、「ポリビアの将来」は、スイスのチューリッヒ・ファイナンシャル・サービス(Zurich Financial Services)の傘下である。ともに競争入札により、ボノソルの運営を受託した。年金管理会社に個人が個人拠出の勘定と、民営化の果実の勘定の二つの口座を持ち、ボノソルは後者の勘定から支給される。

財政 ボノソルの給付は民営化された企業の株の五〇%で構成されるポートフォリオに対する元金と投資によって財源づけられる。これは現在、約一六五〇米ドルと見積もられ、それはGDPの二二%に相当する。

ボノソルの財源方法の利点としては、①国庫から独立してプログラムの財源を得るようにすることで、財源削減の政治的リスクを縮小できる、②経済的必要性があっても、政治的に不人気な大企業の民営化を可能とした、③新しい年金基金管理会社 (AFP) は、年金の管理費は低額に抑えられたなどが挙げられる。⁽⁴⁾

ボノソルの将来 ボノソルの将来については、二〇〇六年の六五歳以上人口四・五%、二〇二五年に六・五%、二〇五〇年には一二%という将来の高齢化を前提にした、財源の不安が指摘されてきた。「現在の政府は、もしボノソルの価値を一八〇〇ボリビアーノで維持しようとすれば、一般財政歳入を部分的に導入する必要があるということを証明した。」として、年金に所得制限をつけることや支給開始年齢を引き上げなどの提言もあった。⁽⁵⁾

ボノソルは、給付額も小さく、支払いが年一回であるとはいえず、それは高齢者の生活の質の改善に望ましいインパクトをもっていた⁽⁶⁾という肯定的評価もあった。

注

(1) 一九九六年法の三条の標題は「民営化からの資源の分配 (destino de los recursos de la capitalización: Bono Solidario)」となっている。

(2) 導入にあたっては、ボリビアの労働運動のナショナル・センターである、ボリビア労働者センター (La Central Obrera Boliviana COB)、社会主義運動 (MAS)、共和国の新しい力 (Nueva Fuerza Republicana)、パチャタチ先住民運動 (Movimiento Indígena Pachakuti)、社会主義者党 (Partido Socialista) などと反対した。⁽⁷⁾ "Goni promulgó la polémica Ley de Bonosol", El País, 28 de Noviembre de 2002.

(3) Federico Escobar, Osvaldo Nina, *Pension Reform in Bolivia: A review of Approach and Experience*, Development Research

- Working Paper Series, No.04/2004, Institute for Advanced Development Studies, (Instituto Estudios Avanzados en Desarrollo), June 2004, at p.6.
- (4) Larry Willmore, *Non-contributory Pensions: Bolivia and Antigua in an international context*, CEPAL, 2006, at p.26.
- (5) *Ibid.*, at p.27.
- (6) Fiona Clark, *Renta Dignidad, Bolivia Information Forum*, No.9, April 2008, at p.5.

三 「尊厳のための年金」(普遍的そして尊厳ある高齢期の終身年金 (*la renta universal y vitalicia de vejez Dignidad*)) の成立とその概況

二〇〇五年の大統領選に勝利し政権に就いた先住民代表のモラレス大統領は、ボリビア社会で極めて劣悪な生活条件を余儀なくされてきた先住民を中心に、格差社会の是正を志向している。その政策の一つが貧困削減である。無拠出年金制度の拡充は、それまで社会的給付の恩恵に服さなかった人々にも、国家による所得保障の手を差し伸べる「社会正義」の実現である。

「尊厳のための年金」の受給者は、六七六〇〇九人というデータもある。

「尊厳のための年金」の経緯

根拠 「尊厳のための年金」の法的根拠はまずボリビア共和国新憲法 (*la Nueva Constitución Política del Estado*) に求められる(これは二〇〇九年一月に国民投票によって承認された新憲法以前の憲法をさす)。憲法「第五章」社会

的・経済的権利 (Derechos Sociales y Económicos)」のセクションⅦ「高齢者の権利 (los Derechos de las Personas Adultas Mayores)」は以下のものに規定する。

六七条一項 この憲法に認められた権利の他、すべての高齢者は人間的な質と暖かさを備えた (con calidad y calidez humana) 尊厳ある高齢期 (una vejez digna) に対する権利を持つ。

六七条二項 国家は、統合された社会保障 (seguridad social integral) の枠内を (en el marco de) 法に従って (de acuerdo con la ley) 高齢者の終身年金 (una renta vitalicia de vejez) を供給する。

「尊厳のための年金」は、これらの憲法上の規定に根拠をもち、さらに「国家開発計画 (Plan Nacional de Desarrollo)」である『尊厳ある、主権のある、生産的、そして民主的なボリビア ("Bolivia Digna, Soberana, Productiva y Democrática)』の「尊厳あるボリビア ("Bolivia Digna)』という柱にも合致するものである。それは基本的に貧困と排除の削減 (erradicar la pobreza y la exclusión) に貢献するとされる。

二〇〇七年一月「尊厳のための年金」法案が議会を通過し、法は成立した。二〇〇八年以降は、「尊厳のための年金」がボノソルに代わり、「尊厳のための年金」は二〇〇八年二月一日から受給 (cobrar) が開始される。受給資格・給付額 「尊厳のための年金」は、六〇歳以上の全てのボリビア人のための終身の給付 (un pago vitalicio) である。

年金や退職金 (renta o jubilación) を受けていない者は年間二四〇〇 (月二〇〇) ポリビアーノが支給される。二四〇〇ポリビアーノは、最低賃金の四・六ヶ月分にあたる。

年金や退職金を受けている者は年間一八〇〇 (月一五〇) ポリビアーノが支給される。

六〇歳以上であっても国庫からの報酬 (una remuneración del Tesoro General de la Nación TGN) を受けている者は「尊厳のための年金」は受給できない。

管轄 「尊厳のための年金」の管轄は、財務省 (Ministerio de Hacienda) である。

管理・運営 制度はボノソル同様、年金基金管理会社 (Administradoras de Fondos de Pensiones AFP) によって管理・運営される。ただし二〇〇九年からは、前述の二社ではなく、ビサ銀行 (Banco Bisa) グループが運営する「終身年金」(La Vitalicia) が行う。

実際の支払い業務は、農村地域や都市部の権限のある財政的機関 (las entidades financieras autorizadas) あるいは国軍 (las Fuerzas Armadas de la Nación) の国庫金支払い事務所 (los puntos habilitados) でも行われている。

特別のハンディを負った受給者 (los beneficiarios con capacidades especiales) あるいは支給の場所への移動に障害 (impedimento) のある受給者は、自宅で支給が実行されるように、年金基金管理会社に緊急の請願 (una solicitud expresa) を行うことが出来る。

配給制度 国営サービス (Servicio Nacional del Sistema de Reparto SENASIR) 国軍社会保障機構 (Corporacion del Seguro Social Militar COSSMIL) 強制社会保障制度 (Seguro Social Obligatorio) 年金基金

管理会社 (AFP)、保険会社 (Entidades Aseguradoras) からの年金受給者の「尊厳のための年金」は、それらの機関により直接的に支払われる。

受取りは、専ら受給者自身が行い、代理権者 (Poder de Representación) による受理は許可されない。

「尊厳のための年金」の受取りのためには、身分証明書 (el Carné de Identidad: el Registro Único Nacional: RUN) を提示し、写真2枚を添付しなければならない (同封)。

財源 「尊厳のための年金」は、炭化水素 (天然ガス) についての直接税 (Impuesto Directo a los Hidrocarburos: IDH)、民営化企業からの団体民営化基金 (el Fondo de Capitalización Colectiva FCC) における収益 (la rentabilidad)、国庫 (el Tesoro General de la Nación: TGN) を財源とする。

四 考察

「尊厳のための年金」の評価について、さしあたり以下の諸点を検討することが必要であろう。

第一に、その目的の特性である。「尊厳のための年金」が、他の無拠出年金と大きく異なるのはその位置づけにある。現在、「尊厳のための年金」の文献は少ないので、財務省発行のパンフレット『尊厳のための年金』(高年齢世代に対する責任: あなたが知らねばならぬことすべて) (Renta Dignidad ~ Responsabilidad con la Tercera Edad: Todo lo que usted necesita saber.) からその特徴を抽出してみる。

「尊厳のための年金」は、「家事使用人 (las empleadas domésticas)」、タクシー運転手 (taxistas)」、主婦 (las amas de casa)」、炭坑夫 (mineros)」、職人 (artesanos)」、農民 (campesinos)」、自由業者 (profesionales libres) など、高齢に達したとき、何の見返り (cambio) も期待する¹⁾と無しに、「日々祖国を支える」ボリビアの労働者の多くの部門で経験させられている不正義 (la injusticia) を埋め合わせることを求めるもの」で、それは「歴史的な特徴をもつ対策 (una medida de carácter histórico)」である。

「それはわれわれの天然資源の国営化 (la nacionalización) の具体的な結果 (el resultado concreto) である。資源はいまそれを必要とする人々の手に直接的に到達する。

それは²⁾ごん³⁾にち、持続的な対策 (una medida sostenible) である。他の事項と違って、公営企業の民営化 (la privatización de las empresas públicas) やわれわれの財産や遺産の最終的な喪失 (la pérdida definitiva de nuestra riqueza y patrimonio) を意味しない。」

この点に関して、モラレス大統領は、それまでの無拠出年金 (ボノソル) を激しく批判する。「尊厳のための年金」の開始日である二〇〇八年二月一日にコチャバンバ (Cochabamba) で行った演説⁴⁾ (“Palabras del Presidente de la Republica. Evo Morales Ayma, en el acto inaugural del pago de la Renta Dignidad a las personas mayores de 60 años en todo el territorio nacional.”) で彼は、「尊厳のための年金」はボノソルを改善したものであるが、「ボノソルはわれわれの企業の民営化 (privatización) によって支払われ、われわれの天然資源の略奪

(saqueo) によって支払われ、われわれの企業の株の売り上げによって支払われてきた」と非難した。「われわれの国における強力な社会革命を行うこと、われわれの高齢者の要求を理解し、認めることは、国家の義務であり、すべての自治体、市町村の義務」であり、それが国民・先住民の所有物（＝資源）の「略奪」によってなされてはならないという。

第二に、給付額の根拠である。「尊厳のための年金」の額である年間二四〇〇ボリビアノについては、理論的根拠を見いだすことはできない。この点は他のラテンアメリカ諸国と同様である。ボノソルの額を基準に設定されたと思われるが、その根拠も明らかではない。生活保障給付の額として年間二四〇〇ボリビアノが適正であるかはにわかには判断しかねるが、給付が毎月あるいは隔月となったことは、給付の生活保障機能が向上したとみることができる。

第三に、年金年齢の引き下げについてである。「尊厳のための年金」はボノソルに比してその支給年齢を引き下げ、六〇歳とした。単純にこのことだけを考えれば、受給者数の増加につながり、財政圧迫の要因を創ったことになる。事実、ボノソルで約三〇万人であった受給者は「尊厳のための年金」でおおむね六八万人となった。ただ、ボリビアの平均寿命が六五歳程度であることを考慮すれば、六〇歳で支給開始でこそ意味があるともいえる。

第四点目に、財源の問題である。「尊厳のための年金」の財源は、炭化水素（天然ガス）の活用から得ている。この点で、ボノソルの財源方式とは大きく異なる。「尊厳のための年金」の財源方式については、ボリビアの地方分権との関連で、ボリビア国内の大きな政治的争点となった。すなわち、従来、天然資源の活用は当該地方自治体の収益になる部分が大きいものであったが、「尊厳のための年金」ではその収益を中央政府が吸い上げている。

このことが、資源を持ち豊かな東部自治体の不評を買い、分権の「暴動」へと発展した。

以上の諸点を考慮すると、総じて言えば、「尊厳のための年金」は、貧困削減、格差是正という明確な目標をもっており、そのための一種の「荒治療」であるともいえる。したがって従来の社会保障法的な観点からの評価のみでは、これを適正に評価したことにはならないとも言えよう。開発計画省 (Ministerio de Planificación de Desarrollo) の推計によれば、「尊厳のための年金」の導入によって、ボリビアの極貧層は二%削減できるとい⁽⁵⁾う。年金支給開始年齢の低下などの「大盤振る舞い」によって二%である。ボリビアのこの状況を考慮すれば、従来の社会保障法的な（欧米偏重の）観点からの評価のみでは、これを適正に評価したことにはならないとも言えよう。

社会保障制度が持続的可能か否かは、いわば為政者と国民の「哲学」の問題である。無拠出制の場合、拠出制に比べて財源の「壁」に直面することが多いが、これも政治的判断と国民的選択の問題である。社会保障制度の持続可能性が、ただ制度存続を自己目的として行われるのであれば、それは社会保障の喜劇である。

以上見てきたように、ボリビアの無拠出年金制度は、ヨーロッパで発展してきたタイプの無拠出年金とは異質のものと考えられる。それは社会保障が担うべき役割の差とも考えられる。拠出年金の加入者は労働人口の一%程度といわれるボリビアでは、そして多くのラテンアメリカ諸国では、拠出年金が「例外」的であり、社会保障の加入に関しては「原則」と「例外」が逆転している⁽⁶⁾。無拠出年金はこの逆転した構造の処方箋の一つである。

ボリビア「尊厳のための年金」法 (Ley de la Renta Dignidad) ノー

注

- (1) <http://www.maspolivia.org/mas/gobierno/pprd.htm>
- (2) "El pago de la Renta Dignidad contribuirá a reducir la pobreza en 2%.", *El Planificador*. No.5, Diciembre de 2007, p.1.
- (3) 山田晋「ラテンアメリカ社会政策の今日的展開」『世界の労働』五九卷一〇号(二〇〇九年)五四頁以下参照。

資料：法三七九一号 (LEY No. 3791)・二〇〇七年十一月二八日 (LEY DE 28 DE NOVIEMBRE DE 2007) 普遍的年金法(「尊厳のための年金」法) (LEY DE LA RENTA UNIVERSAL DE VEJEZ: RENTA DIGNIDAD)

一条 憲法上の枠組み (Marco Constitucional)

憲法七条k項の適用にあたって、本法により確立された諸権利は、憲法により確立された社会体制 (Regimen Social) の範囲内における人々の基本的な権利の一部を構成する。

訳注 憲法七条は、人民の基本的権利 (derechos fundamentales) について規定したものであり、k項は公衆衛生 (Salud pública) と社会保障 (Seguridad Social) についての権利を規定している。

二条 目的 (Objeto)

本法は無拠出の社会保障制度内における (dentro del régimen de Seguridad Social no Contributivo) 高齢者の普遍的高齢年金 (「尊厳のための年金」) (la Renta Universal de Vejez : Renta Dignidad) を制定せんことを目的とする。

三条 普遍年金の受給者 (Beneficiarios de la Renta Universal de Vejez)

「普遍的高齢年金」(La Renta Universal de Vejez) は、ボリビア政府が以下の者に支給する終身的 (la prestación vitalicia) で無拠出を特徴とする給付である。

(a) 社会保障制度の長期給付 (una renta del Sistema de Seguridad Social de Largo Plazo) を受給している者、または国庫財源の特別の給付 (賃金) (una remuneración contemplada en el Presupuesto General de la Nación) を受給していない六〇歳以上のすべてのボリビア住民・国民 (los bolivianos residentes)。

(b) 社会保障制度の長期給付として、「普遍的高齢年金」の七五%までの相当額を受給する可能性のあるボリビア国民。

(c) 葬祭手当 (Gastos Funerales) に対する名義人 (los titulares) またはその権利を持つ者 (los derecho habientes)。

四条 給付と効力 (Prestaciones y Vigencia)

本法は以下の給付を制定する。

ボリビア「尊厳のための年金」法 (Ley de la Renta Dignidad) ノート

- ・ 受給権者のために、前条で規定された形式での終身給付金 (prestaciones vitalicias)。
 - ・ 権利を持つ者のための葬祭手当 (Gastos Funerales, en favor de los derecho habientes)。
- これらの給付金と葬祭手当は二〇〇八年一月一日より効力を有する。

五条 「普遍的高齢年金」および葬祭手当の額 (Monto de la Renta Universal de Vejez y de los Gastos Funerales)

本法三条 (a) 項に規定された受給者のための「普遍的高齢年金」の額は、年二四〇〇ポリビアーノとする。
本法三条 (b) 項に規定された受給者のための額は、年一八〇〇ポリビアーノとする。

行政は最高デクレ (decreto supremo) により、「普遍的高齢年金」の支払いに関する取り消し (cancelación) および支払い期日 (periodicidad) の形式 (la forma) について決定する。

葬祭手当の額については、本法の公布日より三〇暦日 (30 días calendario) 以内に、行政により定められる。
「普遍的高齢年金」および葬祭手当の額は、三年¹⁾との財源の専門的・財政的な評価 (la evaluación técnico-financiera) に基づいて行政によって決定される変更 (variaciones) を容認することができる。

訳注 関係する最高デクレは、二九四〇〇号 (Decreto Supremo No. 29400) である。本デクレは、「普遍的高齢年金基金」投資、「普遍的年金・尊厳年金・葬祭手当受給者データベース」(La Base de Datos de los Beneficiarios de la Renta Universal de Vejez, Renta Dignidad y Gastos Funerales RDRD) 義務と制裁などを三五条にわたり規定している。

六条 「普遍的高齢年金」および葬祭手当の受給者のデータの基礎の考慮 (Elaboración de Base de Datos) 年金の調整機関 (La entidad reguladora de pensiones) は、「普遍的高齢年金」および葬祭手当の受給者のデータの基礎の考慮する (elaborará)。

前述の年金の調整機関は、前述のデータの基礎を見直す責任を有する。同様に、データの基礎の適正な運営 (la correcta administración) と保護を規制し、統制し監督する (regulará, controlará y supervisará)。

七条 「普遍的高齢年金」および葬祭手当の受給に関する時効 (Prescripción del Cobro)

「普遍的高齢年金」および葬祭手当の受給に関する時効は、一暦年 (un año calendario) とする。

八条 「普遍的高齢年金」基金の創設 (Creación del Fondo)

「普遍的高齢年金」および葬祭手当を財源づけるために割当てられる炭化水素 (天然ガス) 直接税 (IDH) と他の財源の方向づける目的を持つ、「普遍的高齢年金」の基金が創設される。

九条 財政 (Fuentes de Financiamiento)

「普遍的高齢年金」および葬祭手当の財源は以下の方法による。

(a) 項 県 (prefecturas)、自治体 (Municipios)、先住民基金 (Fondo Indígena)、ネーション一般国庫 (Tesoro General de la Nación) が受理する炭化水素税総収入 (los recursos percibidos del Impuesto Directo a los

ボリビア「尊厳のための年金」法 (Ley de la Renta Dignidad) ノー

Hidrocarburos IDH) の三〇%。

(b) 項 ボリビアに属する株式の割合での民営化の配当金 (Los dividendos de las Empresas Públicas Capitalizadas en la proporción accionaria que corresponde a los bolivianos)。

前述の財源によって創出された資金は、「普遍的高齢年金」基金の会計に属しなければならぬ。

一〇条 「普遍的高齢年金」の支払いの構成 (Composición del pago de la Renta Universal de Vejez)

「普遍的高齢年金」の支払いは、現金または現物で与えられる (en efectivo y/o en especie)。支払いの方式の適用 (la aplicación de la modalidad del pago) は行政によって決定される。

一一条 法三〇五八号六条の修正 (Modificación del Artículo 6 de la Ley 3058)

二〇〇五年五月一七日の法三〇五八号六条は以下のように修正される。

「六条 ボリビア国立油田の再設立 (Refundación de Yacimientos Petrolíferos Fiscales Bolivianos YPPFB)

ボリビア国立油田 (Yacimientos Petrolíferos Fiscales Bolivianos YPPFB) の再建は、民営化された石油公社の、ボリビアの株式の国家所有権を回復し、集合的民営化基金 (Fondos de Capitalización Colectiva) を再構築し、国家公社が炭化水素の生産過程 (la cadena productiva de los hidrocarburos) の全てに参加することが可能な方法により、なされる。」

訳注 法三〇五八号は、炭化水素（天然ガス）法（Ley de Hidrocarburos）であり、修正前の六条は「ポリビア国立油田の再建は、民営化された石油公社の株式の国家所有権を回復し、集会的民営化基金を再構築し、ポノソルの財政を確保しながら、炭化水素の全ての生産過程に参加することが可能な方法により、なされる。」と規定する。

一二条 廃止 (Derogaciones)

法令二四二七号（ポノソル法）の一条から二一条までは本法の公布日より廃止される。また本法に反する全ての条項は廃止される。

訳注 法令二四二七号は年金法（Ley de Pensiones）で、一条から二一条は、年金についての一般規定（disposiciones generales）である。